

北区バドミントン協会規約

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は北区バドミントン協会と称する。

(所在地)

第 2 条 本協会の事務所は北区内に置く。

(目 的)

第 3 条 本協会は健全なバドミントン競技の振興と発展を図り、区民の健康の増進並びに体位の向上に寄与すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各競技会の開催
2. 技術向上のための指導並びに講習会
3. 上部団体主催の行事への参加
4. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第 5 条 本協会は、区内のバドミントン団体及び愛好者を以て組織し、前条の事業達成する為、次の専門部会を置く。

1. 総 務 部 総務及び上部団体との連絡調整を分掌する。
2. 競 技 部 競技大会の企画、運営を分掌する。
3. 財 務 部 財務全般を分掌する。
4. 強 化 部 選手発掘、育成及び強化を分掌する。
5. 競技普及部 競技の普及活動を分掌する。
6. 審 判 部 各種大会の審判協力及び審判員の育成を分掌する。

第二章 会 員

(会 員)

第 6 条 本協会の会員は原則として北区在住、在勤する者とする。但し、北区バドミントン協会団体登録チームに所属する者、および会長が指名した学識経験者はこの限りではない。

(登 録)

第 7 条 第 5 条の組織のため、団体及び個人登録とする。

1. 団体登録 個人登録者 5 名以上で構成する団体
但し、小中学校 PTA クラブは 2 名以上で団体登録を認める。
2. 個人登録
3. 本協会の会員は住所・氏名・生年月日・電話番号・所属団体名・勤務先・
同住所・同電話番号を所定の用紙に記入し、毎年登録をしなければならない。
4. 登録料は、理事会で提案し、総会の決議をもって決定する。

第三章 役 員

(役 員)

第 8 条 本協会には次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
執行理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員を選出)

第 9 条 本協会の役員を選出は次のとおりとする。

1. 会長、副会長及び監事は理事会において推薦する。
2. 理事長、副理事長及び常任理事は、執行理事の互選とする。
3. 執行理事は、理事の中から会長が委嘱する。
4. 理事はバドミントン競技を理解し、人格識見の優れた会員の中から会長
が委嘱する。
5. 理事は、団体登録クラブより必ず 1 名選出する。ただし、登録者が 15
名を超えるクラブは、2 名選出することができる。

(名誉会長、名誉顧問、顧問、相談役及び参与)

第 10 条 本協会に名誉会長、名誉顧問、顧問、相談役及び参与を置くことが出来る。
名誉会長、名誉顧問、顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により会長
がこれを委嘱する。

(任期)

- 第 1 1 条
1. 本協会の役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。
 2. 補欠又は増員のため選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
 3. 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任まで役員の職務を行う。

(会長)

- 第 1 2 条 会長は本協会を代表し会務を統括する。

(副会長)

- 第 1 3 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(理事長)

- 第 1 4 条 理事長は会務を執行する。

(副理事長)

- 第 1 5 条 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

(常任理事)

- 第 1 6 条 常任理事は各専門部会の部長とし、各部会の業務を執行する。

(執行理事)

- 第 1 7 条 執行理事は、各部会の一般業務を遂行する。

(理事)

- 第 1 8 条 理事は、総会に出席し、本会の一般業務を補佐する。

(監事)

- 第 1 9 条 監事は本会の財務を監査する。

第四章 会 議

(総会)

- 第 2 0 条
1. 定期総会は会長が召集し、毎年4月に開催する。臨時総会は会長が必要と認めたととき、又は理事会が必要と認めたととき開催する。
 2. 総会は会長、副会長、理事、監事をもって構成し、半数以上の出席（委任状の提出を含む）がなければ開くことは出来ない。
 3. 議事は出席者の過半数により決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 4. 総会には次の事項を付議する。
 - ア) 事業報告、収支決算の承認に関する事項
 - イ) 予算並びに事業計画の承認に関する事項

- ウ) 規約の改廃に関する事項
- エ) 役員を選出に関する事項
- オ) その他重要事項

(理事会)

- 第 2 1 条
1. 理事会は理事長が召集し、総会の付託事項を審議運営する。
 2. 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、執行理事をもって構成し、過半数以上の出席がなければ開くことは出来ない。
 3. 議事は、出席者の過半数により決する。可否同数の場合は理事長の決するところによる。
 4. この規約に定めのない事項については、理事会の議をもって決定することができる。

(専門部会)

- 第 2 2 条
1. 専門部会は常任理事（各部部長）が召集し、理事会の付託事項を審議運営する。

第五章 会 計

(会 計)

- 第 2 3 条
- 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日迄とする。
本協会の経費は登録費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 第 2 4 条
- 本協会の収支決算は監事の監査を経て定期総会に報告し、承認を得なければならない。

第六章 規約の改廃

(規約の改廃)

- 第 2 5 条
- この規約の改廃は総会において、出席者の過半数の賛成をもって変更することが出来る。

- 附 則
- この規約は昭和29年7月15日から施行する。
この規約は昭和50年4月20日 改正
この規約は昭和62年4月25日 改正
この規約は平成27年1月31日 改正
この規約は平成31年4月28日 改正